

自動車エコ事業所認定制度実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、あいち自動車環境戦略2020（以下「戦略」という。）に基づく取組を積極的に実践する事業所を「自動車エコ事業所」として認定し、その事業所の実施する取組を通じて自動車環境の改善を図り、もって県民が安心して快適に生活できる自動車環境の実現を図ることを目的とする。

(自動車エコ事業所)

第2 自動車エコ事業所とは、戦略に基づき別表に掲げる取組を積極的に実践している県内の事業所のうち、自動車環境の改善に大きく貢献するものとして別表に定める認定基準を満たし、第4第1項で認定された事業所をいう。

(認定の申請)

第3 自動車エコ事業所の認定を受けようとする事業所は、その事業所の名称、所在地、取組状況等を記載した自動車エコ事業所認定申請書（様式第1。以下「申請書」という。）を、あいち自動車環境戦略会議（以下「会議」という。）の議長（以下「議長」という。）が別に指定する期間に、会議の構成員に提出しなければならない。

2 会議の構成員は、前項で提出のあった申請書を取りまとめたうえ、議長に提出するものとする。

3 平成25年9月10日以前に自動車エコ事業所の認定を受けた事業所にあつては、同日以降において別表に定めた認定基準に基づき申請書を提出することができる。

(認定)

第4 議長は、第3第1項の規定により申請書を提出した事業所について、会議において別に定める専門部会（以下「専門部会」という。）に認定基準への適否を審査させ、適当と認める場合には、その事業所を自動車エコ事業所として認定するものとする。

2 議長は、前項の認定を行うにあたっては、あらかじめ、会議の総合調整会議に諮るものとする。

(認定証及び表示板の交付)

第5 議長は、自動車エコ事業所として認定された事業者には認定証（様式第2）及び表示板（様式第3）を交付するものとする。

(申請事項の変更の届出)

第6 自動車エコ事業所は、第3第1項の申請した事項（施策への取組状況を除く。）に変更があつた場合には、自動車エコ事業所変更届出書（様式第4）を、速やかに申請書を提出した構成員（以下「担当構成員」という。）に提出しなければならない。

(廃止等の届出)

第7 自動車エコ事業所は、認定基準に適合せず、若しくは適合しなくなることが明らかになった場合又は自動車エコ事業所の認定の取消しを求める場合は、自動車エコ事業所廃止等届出書（様式第5）に認定証（様式第2）及び表示板（様式第3）を添えて、速やかに担当構成員に提出しなければならない。

2 事業者が前項の規定により、自動車エコ事業所の認定の取消しを求め、自動車エコ事業所廃止等届出書（様式第5）を提出した場合には、その届出の際に当該事業者の認定

は取り消されたものとみなす。

(認定の取消等)

第8 議長は、自動車エコ事業所が認定基準に適合しないと認める場合には、あらためて、専門部会で認定基準への適否を審査させたいうえで、その認定を取り消すことができる。

2 第4第2項の規定は、前項の取消しについて準用する。

3 第1項で認定を取り消された事業所は、速やかに認定書(様式第2)及び表示板(様式第3)を担当構成員に提出しなければならない。

(戦略に掲げる施策の推進等)

第9 自動車エコ事業所は、戦略に基づく取組の推進に努めるとともに、毎年4月末日までに、戦略に掲げる施策への取組を記載したあいち自動車環境戦略2020取組状況報告書(様式第6)を担当構成員に提出しなければならない。

(自動車エコ事業所の普及)

第10 議長は、自動車エコ事業所の認定制度の普及等を図るため、自動車エコ事業所の一覧表を作成するとともに、ホームページへの掲載等制度の周知に努めるものとする。

(委任)

第11 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月10日から施行する。

この要綱の施行前に自動車エコ事業所として認定されていた事業所は、改正後の第2の規定及び認定基準にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月12日から施行する。

平成25年9月10日以前に自動車エコ事業所として認定されていた事業所には、第6、第7、第8第3項及び第9を適用する。

附 則

この要綱は、平成30年7月2日から施行する。

この要綱の施行前に自動車エコ事業所として認定されていた事業所は、改正後の第2の規定及び認定基準にかかわらず、なお従前の例による。

自動車エコ事業所認定制度実施要綱第2に規定する認定基準

認定基準は、次表に掲げる各取組に対する戦略推進点の合計が4点以上とする。

	取組	戦略推進点	
必須項目 (必ず1取組以上実施することを認定要件とする。)	エコカー導入	エコカー割合4割以上	1
		エコカー台数10台以上かつ エコカー割合6割以上	2
		エコカー台数10台以上かつ エコカー割合9割以上	3
	公共交通機関の利用促進等	主たる通勤方法が公共交通機関（送迎用バスを含む。）、自転車又は徒歩である従業員割合 ・主要な公共交通機関の駅（停留所）から1km以内の事業所 概ね10割 ・主要な公共交通機関の駅（停留所）から2km以内の事業所 7割以上 ・主要な公共交通機関の駅（停留所）から2km超の事業所 5割以上	1
	エコドライブシステム導入	アイドリング・ストップ装置など、エコドライブを推進する装置付きの自動車の割合5割以上	1
	グリーン配送制度導入	導入及び実施	1
	パーク・アンド・ライド用、EV・PHV対応型駐車場の提供	1～5台	1
		6～10台	2
		11台以上	3
	サイクル・アンド・ライド用、レンタサイクル用駐輪場の提供	1～10台	1
		11～20台	2
		21台以上	3
	一般開放されたEV・PHV用充電設備の設置	1基	1
		2基	2
		3基以上	3
	従業員向けEV・PHV用充電設備の設置	1～9基	1
		10～29基	2
		30基以上	3
	EV・PHVタクシー、EV・PHVカーシェアリングの導入	1台	1
		2台	2
		3台以上	3
	CNG（天然ガス）自動車やFCV（燃料電池自動車）等用の充填設備の設置	1基	1
		2基	2
3基以上		3	
非常用電源設備としての充給電設備の設置	1基	1	
	2基	2	
	3基以上	3	

	燃料電池自動車や燃料電池バス、燃料電池フォークリフトの導入	1台	1
		2台	2
		3台以上	3
任意項目	再生可能エネルギーの活用	太陽光発電設備の導入	1
		EMS（エネルギーマネジメントシステム）の導入	1
		ソーラーカーポートなど、再生可能エネルギーの活用に資する取組	1
	非常用電源設備としての蓄電池（再生品を含む。）の設置	1基	1
		2基	2
		3基以上	3
	上記以外の取組 （物流事業所の共同輸配送への取組など）	自動車環境の改善に大きく貢献している状況について、個別審査し評価する。	1～3

備考1 エコカーとは、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車及び平成17年排出ガス基準75%低減（☆☆☆）かつ平成22年度燃費基準+25%達成車又は平成27年度燃費基準達成車（登録車）のことをいう。

2 グリーン配送とは、購入した物品をエコカー等環境への負荷の少ない自動車を使用して納入させることをいう。

3 駐車場・駐輪場の提供の場合は、原則として無償提供している事業所を対象とする。

自動車エコ事業所認定申請書

令和 年 月 日

あいち自動車環境戦略会議議長殿

住所
申請者 名称
代表者氏名

自動車エコ事業所の認定を受けたいので、自動車エコ事業所認定制度実施要綱第3第1項の規定により、次のとおり申請します。

事業所の名称			
事業所の所在地	電話番号		
事業所の代表者氏名			
担当者の所属、氏名 連絡先	所属 連絡先	氏名	業 種
取組状況 〔 該当する取組に 記入してください。 〕	エコカー導入	事業所の全使用自動車数 事業所のエコカー数	台 台
	公共交通機関の利用促進等 (従業員の主たる通勤方法)	主要な公共交通機関の駅(停留所)から事業所 までの距離 事業所の全従業員数 公共交通機関(送迎用バスを含む。) 自転車 人、徒歩 人	km 人 人
	エコドライブシステム導入	事業所の全使用自動車数 アイドリングストップ装置付自動車数 その他のエコドライブ装置付自動車数 (装置名)	台 台 台
	グリーン配送制度導入	グリーン配送の内容(別添) グリーン配送による年間のべ配送台数	台
	パーク・アンド・ライド用、EV・PHV 対応型駐車場の提供	駐車場提供台数 提供の要件 無・有()	台
	サイクル・アンド・ライド用、レン タサイクル用駐輪場の提供	駐輪場提供台数	台
	一般開放されたEV・PHV 用充電設備の設置	充電設備の設置基数	基
	従業員向けEV・PHV用充電設備 の設置	充電設備の設置基数	基
	EV・PHVタクシー、EV・PH Vカーシェアリングの導入	導入台数	台

CNG (天然ガス) 自動車やFCV (燃料電池自動車) 等用の充填設備の設置	充填設備の設置基数	基
非常用電源設備としての充電設備の設置	充電設備の設置基数	基
燃料電池自動車や燃料電池バス、燃料電池フォークリフトの導入	導入台数 (導入車種	台)
再生可能エネルギーの活用	※該当があれば下の欄に記入してください。	
非常用電源設備としての蓄電池 (再生品を含む。) の設置	導入台数	基
上記以外の自動車環境に関する顕著な取組	※該当があれば下の欄に記入してください。	

認定証

様

貴事業所はあいち自動車環境戦略
2020に基づく取組を積極的に
実践し自動車環境の改善に貢献
されていますので自動車エコ事業所
認定制度実施要綱により自動車
エコ事業所として認定します

令和 年 月 日

あいち自動車環境戦略会議議長

愛知県知事 大村秀章

(様式第3)

自動車エコ事業所



あいち自動車環境戦略会議

(様式第4)

自動車エコ事業所変更届出書

令和 年 月 日

あいち自動車環境戦略会議議長殿

住所

届出者 名称

代表者氏名

名称等に変更があったので、自動車エコ事業所認定制度実施要綱第6の規定により、
次のとおり届け出ます。

名 称			
住 所			
代 表 者 氏 名			
事 業 所 の 名 称			
事 業 所 の 所 在 地	電話番号		
事 業 所 の 代 表 者 氏 名			
担 当 者 の 所 属 、 氏 名	所 属	氏 名	業
連 絡 先	連 絡 先		種

備考 変更事項のあった欄のみ、変更後の状況について記入してください。

(様式第5)

自動車エコ事業所廃止届出書

令和 年 月 日

あいち自動車環境戦略会議議長殿

住所
届出者 名称
代表者氏名

下記の自動車エコ事業所を廃止しましたので、自動車エコ事業所認定制度実施要綱第7第1項の規定により届け出ます。

事業所の名称	
事業所の所在地	電話番号
廃止年月日	年 月 日
廃止理由	

あいち自動車環境戦略2020取組状況報告書

令和 年 月 日

あいち自動車環境戦略会議議長殿

住所
申請者 名称
代表者氏名

自動車エコ事業所認定制度実施要綱第9の規定により、 年度の取組状況
について次のとおり報告します。

事業所の名称			
事業所の所在地	電話番号		
事業所の代表者氏名			
担当者の所属、氏名 連絡先	所属 連絡先	氏名	業 種
取組状況 (該当する取組に 記入してくださ い。 1～3, 5～10, 12～ 14の取組につい ては年度末の状 況を記入してく ださい。)	1 エコカー導入	事業所の全使用自動車数 事業所のエコカー数	台 台
	2 公共交通機関の利用促進等 (従業員の主たる通勤方法)	事業所の全従業員数 公共交通機関(送迎用バスを含む。) 自転車 人、徒歩 人	人 人 人
	3 エコドライブシステム導 入	事業所の全使用自動車数 アイドリングストップ装置付自動車数 その他のエコドライブ装置付自動車数 (装置名)	台 台 台)
	4 グリーン配送制度導入	グリーン配送の内容(別添) グリーン配送による年間のべ配送台数	台 台
	5 パーク・アンド・ライド用、E V・PHV対応型駐車場の提供	駐車場提供台数 提供の要件 無 ・ 有 ()	台 台
	6 サイクル・アンド・ライド駐車 場、レンタサイクル用駐輪場の 提供	駐輪場提供台数	台
	7 一般開放されたEV・P HV用充電設備の設置	充電設備の設置基数	基
	8 従業員向けEV・PHV用充電 設備の設置	充電設備の設置基数	基
	9 EV・PHVタクシー、EV・ PHVカーシェアリングの導入	導入台数	台

	10 CNG (天然ガス) 自動車やFCV (燃料電池自動車) 等用の充填設備の設置	充填設備の設置基数 基
	11 非常用電源設備としての充電設備の設置	充電設備の設置基数 基
	12 燃料電池自動車や燃料電池バス、燃料電池フォークリフトの導入	導入台数 (導入車種) 台
	13 再生可能エネルギーの活用	
	14 非常用電源設備としての蓄電池 (再生品を含む。) の設置	導入台数 基
	15 上記以外の自動車環境に関する顕著な取組	